

令和4年度事業計画

1. 基本方針について

- ① 本県の教職員の総合的な福祉団体として、会員の福利厚生向上と本県教育文化の振興、及びその目的達成に必要な事業の適正な運営に努めます。
- ② 一般財団法人移行に伴って整備された、機関設計、定款、内部規程等を遵守し、財団の適切な運営に努めます。
- ③ 互助団体を取り巻く厳しい経済・社会情勢を的確に把握し、組織・財政及び事業に関わる諸課題の克服に努めます。

2. 事業計画について

- ① 事業検討委員会に、答申に基づく事業の検証や中長期の展望に立った答申を求め、変化に対応できる体制確立を目指します。
- ② 財政状況を勘案する中、会員の福利厚生事業の充実を図るように努めます。
- ③ 各地区の事業を支援すると共に、地区と連携し会員の拡大（新採用者の全員加入、未加入者の加入促進、退職者への退互部加入）に努めます。
- ④ 県教委より受託した健康管理推進事業、元気回復事業は、会員の希望を踏まえ効果的な事業展開に努めます。
- ⑤ 公認会計士、顧問税理士に指導、助言を求めながら、安定的、継続的財政基盤の確立を目指します。

3. 予算編成の方針について

- ① 教職員数減や低金利等、厳しい状況を踏まえ、適正な事業経営と健全な財務体制を維持し、引き続き諸経費等の節減に努めます。
- ② 「公益法人会計基準」に基づいた財務諸表を編成します。
- ③ 会員の掛金は、現行どおり給料（本俸+調整額）×1/100とし、その内20%を一般会計事業費に充て、80%を退職生業資金支払準備金とします。
- ④ 退職互助部の加入金は、第3回理事会での決定額90万円とします。

(1) 現職会員事業

① 教育文化事業

各種教育文化事業を実施すると共に、各地区にも事業助成金を支出します。

② 会員医療見舞金（会員に対する医療給付）

会員が医療機関で受診したとき、法定医療費から公立学校共済組合負担額を控除した額から2,000円と100円未満の端数を控除した額を上限6,000円の範囲内で給付します。

③ 療養見舞金

会員が引き続き30日以上傷病のため休職発令を受け療養している場合

無給休職療養で傷病手当金、傷病手当金付加金の給付が終了したとき

→ 50,000円

有給休職及び無給休職期間で傷病手当金、傷病手当金付加金の給付を受けて

いるとき → 10,000円

④ 会員入院療養見舞金

会員が5日以上入院したとき 1日につき700円を給付します。

⑤ 災害見舞金（災害をうけたとき）

会員が風水害、火災等で、住居家屋が被災したとき

全壊又は全焼した場合 → 200,000円以内

半壊又は半焼した場合 → 100,000円以内

1/3の場合 → 50,000円以内

1/3～1/5の場合 → 30,000円以内

一般見舞金 → 10,000円以内

⑥ 死亡弔慰金

本人 → 200,000円

配偶者 → 50,000円

扶養家族 → 10,000円

⑦ 出産見舞金

会員及び会員の配偶者が出産したとき10,000円

⑧ 入学祝金

会員の子どもが小学校に入学したとき5,000円

⑨ 卒業祝金

会員の子どもが中学校を卒業したとき5,000円

⑩ 結婚祝金

会員が結婚したとき30,000円

⑪ 介護手当金

会員が介護休暇を取得したとき、3ヵ月を限度として日額8,000円を給付します。
（公立学校共済組合による介護休業手当金の給付終了後）

⑫ 退職生業資金

会員が退職した時、規程に基づき給付します。

⑬ 永年加入無給付者給付金

互助組合加入20年以上、年齢45歳以上で医療見舞金、入院見舞金以外の給付を受けていない会員に15,000円を給付します。（但し会員期間1回限り）

⑭ 会員のための福利厚生事業

放送大学履修補助、健康相談事業、元気回復事業、法律相談事業、
地区厚生事業助成金、婚活イベント事業

(2) 退職会員事業

① 療養補助金

★ 70歳未満の会員が医療機関で受診治療した時、支払った医療費から2,500円を控除した額。ただし、1ヵ月・一医療機関につき20,000円を限度とし、同一年度の給付合計は、60,000円を限度とする。

★ 70歳以上83歳未満の会員が医療機関で外来により受診治療した時、法定医療費総額の1割から1,000円を控除した額。ただし、1ヵ月・一医療機関につき10,000円を限度とし、同一年度の給付合計は40,000円を限度とする。

② 入院見舞金

70歳以上の会員が、連続して21日以上入院し、受診治療を受けたとき10,000円を給付（同一年度1回とする）

③ 療養補助金無給者祝金

入会から10年間療養補助金を受けなかった会員に2万円を給付（1回限り）

④ 死亡弔慰金

会員が死亡したときには、10,000円
（世話人さんに香料としてお届けいただく）

⑤ 長寿祝品

会員に古希・喜寿・米寿・白寿の祝品を送付する。

⑥ 退会金について

会員が死亡又は、83歳以上で退会したとき、入会金と同額を給付する。

⑦ 人間ドック補助金

入会3年目、6年目、9年目の会員 20,000円を限度に補助

⑧ お世話料（世話人）

世話人に1人2,000円

⑨ 地区福祉・厚生・文化事業助成金

各地区に事業助成金として、会員数×1,000円+世話人数×1,000円

⑩ 互助だより発行

互助だより退互部編を年3回発行します。

(3) 団体契約・斡旋事業

- ① 明治安田生命保険相互会社・・・互助団体生命共済
- ② 明治安田損害保険株式会社・・・傷害プラン・長期療養プラン他
- ③ 東京海上日動火災保険株式会社・・・所得補償保険・医療保険
- ④ 株式会社山交・・・ガン保険
- ⑤ (株)FDK・・・コサージュの斡旋
- ⑥ H. U. ウェルネス・・・医薬品の斡旋
- ⑦ (株)リョーウン・・・ギフト商品

(4) 受託事業

- ・山梨県教育委員会受託（教職員元気回復事業、教職員健康管理推進事業）
- ・（公財）日本教育公務員弘済会山梨支部
- ・教職員共済生活協同組合山梨県事業所
- ・株式会社山梨教互

※特約店割引（会員証の提示で、一定の割引を受けられる業者一覧）

- | | | | |
|----------|--|---|--------|
| ・映画館 | シアターセントラルBe館1・2 | } | いずれも県内 |
| ・めがね店 | メガネトップ（眼鏡市場） メガネスーパー 和真 | | |
| ・旅行代理店 | JTB 近畿日本ツーリスト トップツアー 日本旅行 富士急トラベル | | |
| ・自動車免許取得 | 湯村自動車学校 長坂自動車教習所 | | |
| ・宿泊施設等 | 湯本富士屋ホテル、箱根ホテル、富士ビューホテル フルーツパーク富士屋ホテル 富士屋ホテル仙石ゴルフコース スパティオ小淵沢 | | |
| ・引越業者 | 引越のサカイ 日通 アート引越センター | | |
| ・冠婚葬祭 | アピオ | | |
| ・スポーツジム | ブルーアース | | |
| ・リフォーム | 庵住工房 小澤工務店 | | |
| ・賃貸物件斡旋 | レオパレス21 | | |
| ・住宅建築 | セキスイハイム（株） | | |
| ・衣料品店 | 満足屋 | | |